

認可外保育施設指導監督基準の
川口市における解説書

川口市子ども部保育運営課

「認可外保育施設指導監督基準の川口市における解説書」について

川口市では、平成29年2月に川口市保育施設事故検証委員会より、認可外保育施設指導監督基準について、設置事業者等が遵守しやすい具体的な基準の作成の提言がありました。この提言を受け、保育の考え方や運用方法、補足を付け加えた「認可外保育施設指導監督基準の川口市における解説書」を作成いたしました。

また、認可外保育施設で使用する参考様式につきましても、掲載いたしました。

今後、設置事業者の方、保育に従事されている方にとって、保育運営の理解の一助となり、「安全・安心な保育」の提供につながることを願っております。

平成29年8月

改正履歴

改正日	改正内容
平成29年8月1日	作成
令和2年7月1日	認可外保育施設指導監督基準の改正に伴う改正
令和7年4月1日	<ul style="list-style-type: none">・認可外保育施設指導監督基準の改正に伴う改正・改正履歴の追記

目 次

第1	保育に従事する者の数及び資格	1
第2	保育室等の構造設備及び面積	4
第3	非常災害に対する措置	6
第4	保育室を2階以上に設ける場合の条件	8
第5	保育内容	13
第6	給食	19
第7	健康管理・安全確保	21
第8	利用者への情報提供	28
第9	備える帳簿	30

○本解説書の見方について

の枠外が指導監督基準であり、の枠内が厚生労働省の考え方です。

の枠内がそれらを踏まえた川口市としての考え方となります。

各施設においては、全ての内容に留意する必要があります。

(別添) 認可外保育施設指導監督基準

第1 保育に従事する者の数及び資格

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間）については、乳児概ね3人につき1人以上、1、2歳児概ね6人につき1人以上、3歳児概ね20人につき1人以上、4歳以上児概ね30人につき1人以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。

- 各施設において児童数が多い11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間）、即ち、主たる開所時間については、乳児概ね3人につき1人以上、1、2歳児概ね6人につき1人以上、3歳児概ね20人につき1人以上、4歳以上児概ね30人につき1人以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。
- 児童の年齢については、定期利用が多く、クラス編成を行っているような施設については年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則である。ただし、利用児童の状況等に鑑みこれに該当しないと判断した場合などについて、一律に年度の初日の前日を基準日とせず、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が施設ごとに基準日を判断することが可能である。
- 6人以上19人以下の施設において、保育従事者が複数配置されていない時間帯は必要最小限とする必要があるが、必要最小限の時間帯を判断するに当たっては、例えば睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことや他の職員の配置等による安全面への配慮などを踏まえ、各施設の実態に応じて、個別に適切に判断される必要があること。
- 食事の世話など特に児童一人一人に適切な援助が必要な時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。
- 児童の数については、月極めの児童等の通常はおおむね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。
- ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。
短時間勤務の職員を充てる場合にあつては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。

【職員配置】

◇配置基準は、常時この基準を満たすことが求められる。

◇配置基準の算出方法は以下のとおりである。

◇特に食事の世話など手のかかる時間帯においては、子どもから目を離すことがないよう必要な職員配置をすること。

○配置基準計算表

	児童数				試算結果		小数第2位 切り捨て		合計
0歳児		÷	3	=		→		}	
1歳児				=		→			
2歳児		÷	6	=		→			
3歳児		÷	20	=		→			
4歳児				=		→			
5歳児		÷	30	=		→			

保育従事者必要数 (小数第1位 四捨五入)	A	÷ 3 =	B	うち有資格者 (3分の1以上)
-----------------------------	---	-------	---	--------------------

(2) 保育に従事する者のおおむね三分の一（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。

○ 上記にかかわらず、保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。なお、保育士又は看護師の資格を有しない保育に従事する者については、一定の研修受講を推奨することが望ましい。

【有資格者】

◇保育従事者の配置については、常時1人以上、有資格者を配置すること。

◇保育士は保育士証（写し）、看護師又は准看護師は免許証（写し）を事業所において保管しておくこと。

◇保育士登録を行わなければ保育士として業務ができないため、保育士（保母）の資格を持ち、登録をしていない者は、速やかに保育士登録を行うこと。

◇川口市は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に規定する事業実施区域ではないことから、国家戦略特別区域限定保育士は有資格者とはみなされない。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

(1) 保育することができる乳幼児の数

- ア 児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。
- イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

○ イについて、当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。

【職員配置】

- ◇乳幼児の数が5人以下の施設については、職員の常時複数配置は求められていないが、子どもから目を離す時間がないよう、また、緊急時に備えるため職員を複数配置することが望ましい。
- ◇法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設において、兄弟姉妹とともに利用しているなどの理由により、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人の原則を適用しない場合は、必ず保護者の同意を得ること。

(2) 保育に従事する者

- ア 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。
- イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者（複数の保育従事者を雇用している場合については、採用した日から1年を超えていない者を除く。）が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

- 上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）にあつては、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）が、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設にあつては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。
- 「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機

関が行う研修を含む。）」とは、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）で受講を求めている基礎研修の内容（20時間程度の講義と1日以上演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。

【都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修】

◇都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者とは、都道府県等が実施する子育て支援員研修等を受講し、修了証書を交付された者をいう。

3 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

- 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。
- 事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。

【保育士の名称使用】

◇職員紹介等、利用者が見る掲示物については、資格の有無を明確に表示するよう努めること。

- 4 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

第2 保育室等の構造設備及び面積

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋(以下「保育室」という。)のほか、調理室及び便所があること。

【調理室】

◇調理室については、1つの部屋でなく調理スペース（一般家庭のキッチン）でも良い。

◇施設内調理をせず、弁当の搬入や施設外調理を行なっている施設については、施設内に電子レンジや冷蔵庫など、加熱や保存等の調理機能を有する設備を設置すること。

- (2) 保育室の面積は、おおむね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。

- 「保育室の面積」とは、当該保育施設において、保育室として使用してい

る部屋の面積であり、調理室、便所、浴室等は含まない。

【保育室の面積】

- ◇保育室の面積は、総乳幼児数(月極め及び一時預かりの乳幼児の合計で最も多い人数)で除して1.65㎡の基準を満たしているかを確認する。※月極契約の乳幼児数では基準を満たしていたとしても、一時預かりの乳幼児数を含めた場合に基準を満たしていない場合は、指導対象となるので注意すること。
- ◇保育室の有効面積は、タンスやロッカー等の常時設置されている備品の面積を除いた面積である。なお、ベビーベッドについては、移動可能な観点から有効面積範囲内とする。

- (3) 乳児(おおむね満一歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

○ 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましいこと。やむを得ず部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス等で区画すること。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

- (1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)については、保育室のほか、調理設備及び便所があること。また保育室の面積は、家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参照しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さを確保すること。

【保育室の面積】

- ◇保育室は、川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において、家庭的保育事業を実施する上で必要な面積である、9.9㎡以上の広さを確保することを求める。

- (2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等で行うものであることから、乳幼児の居宅等について広さ等の要件を求めるものではないが、その事業の運営を行う事業所においては、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めること。

3 共通事項

○ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

- (1) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全性が確保されていること。

- 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。

【保育室の採光】

◇原則、窓等の有効な開口部が保育室面積の5分の1以上であることが望ましい。ただし、必要に応じて建築士等の専門家に確認を取ること。(建築基準法第28条)

【保育室の換気】

◇窓等の有効な開口部が保育室面積の20分の1以上、またはこれに相当する換気設備があることが望ましい。ただし、必要に応じて建築士等の専門家に確認を取ること。(建築基準法第28条)

【乳幼児ベッド】

◇ベッドは、温度、湿度、採光、音などの環境に配慮し、直射日光や冷暖房の風が直接当たらない位置で、保育従事者の目の届く範囲に配置すること。

- (2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室（調理設備を含む。以下同じ。）と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。
便所の数はおおむね幼児20人につき1以上であること。

- 便所は手洗設備が設けられているだけでなく、衛生面はもとより安全面にも配慮されている必要があること。
- 調理室は、保育室と簡単に入出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。

【便所の安全面・衛生面】

◇幼児用便器や補助便座等の使用により、幼児が安全に使用できること。

◇手洗場は清潔を保ち、石鹼等を置くこと。なお、石鹼は衛生面を考慮し、液体石鹼が望ましい。

◇洗剤等、幼児にとって危険なものは幼児の手の届かないところに置き、ペーパーホルダーは幼児の手を傷つけるものを使用しない等、安全面に配慮すること。

【調理室（調理スペース）の安全面・衛生面】

◇安全面・衛生面から入口に柵等を設置し、乳幼児が入出入りできないように区画すること。

◇石鹼や消毒用アルコールを常備しておくこと。なお、石鹼は衛生面を考慮し、液体石鹼が望ましい。

◇こまめに清掃し、適宜調理台等を消毒し、衛生的に保つこと。

第3 非常災害に対する措置

- 1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

- 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。
- 非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切

に設置されていること。

【消火用具の設置】

◇消火用具は、マンション等の共有部分に設置してあるものではなく、専用のものを施設内に設置すること。※使用期限に注意すること。

【非常口】

◇非常口については、非常時の避難に有効な位置に2箇所以上あることが望ましい。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

- 児童福祉施設設備運営基準第6条
 - 1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
 - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
- 家庭的保育事業等設備運営基準第7条
 - 1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
 - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
- 火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、保護者との連絡体制や引渡し方法等に関する確認等に努めること。(保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)第3章4節「災害への備え」参照。)
- 児童福祉施設設備運営基準第9条の3
 - 1 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
 - 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
- 児童福祉施設設備運営基準第10条
 - 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設

防災上の必要な措置を講じていること。

○ 火災や地震などの災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）をあらかじめ検討し、実施することが必要であること。

【消防計画の届出及び防火管理者の選任・届出】

◇建物の収容人員が 30 人以上の場合は、消防計画の作成・届出及び防火管理者の選任・届出が必要となるため該当する場合は消防署へ確認すること。

※収容人員は建物単位の人数である。マンション等の一部で行なっている保育施設の場合には、保育施設の収容人数とマンション住民の収容人数を足した人数が収容人数となることに注意

※消防計画及び防火管理者の届出に関する問い合わせは、以下のとおりである

- ・新築の建物（消防同意等を伴うもの）：消防局予防課予防係
- ・すでに建っている建物（消防同意等を伴わないもの）：所在地を管轄する消防署

※自己所有の建物でない場合は、所有者や管理者に届出の状況を確認すること。

◇防火管理者や消防計画に変更があった場合は、その都度変更の届出をすること。

【避難消火訓練】

◇避難消火等の訓練については、年度初めに「避難訓練年間計画表」を作成すること。訓練は毎月実施し、その結果を記録すること。

◇避難訓練は、火事、地震、風水害、土砂災害、不審者対応等を想定して実施することが望ましい。

◇避難訓練だけでなく、消火訓練（消火器の使い方の確認等）についても少なくとも毎月 1 回は実施すること。

《参考書式 1：「避難消火訓練年間計画表・避難訓練報告書」参照》

【非常災害対策計画】

◇厚生労働省からの通知「介護保険施設等（障害者支援施設等、児童福祉施設等）における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成 28 年 9 月 9 日付）」により、非常災害対策計画の作成が求められている。実際に災害が発生した場合に必要な対応が迅速かつ円滑にとれるよう、職員がその内容を十分に理解していなければならない。

埼玉県作成の「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き」を参考に、非常災害対策計画を作成し、災害発生時における職員の役割分担や基本行動等について、あらかじめ定めておくこと。

第 4 保育室を 2 階以上に設ける場合の条件

○ 災害避難の観点から、保育室は原則として 1 階に設けることが望ましいが、やむを得ず 2 階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。

○ 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設及び同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）並びに同条第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、保育に従事する者の居宅又は保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則とし

て、本基準を適用しない。なお、適用しない場合、第3の1(2)に掲げる定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることに特に留意が必要であること。

(1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のア及びイをいずれも満たさない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

常用	①屋内階段 ②屋外階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②待避上有効なバルコニー ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④屋外階段

○ 待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。

①バルコニーの床は準耐火構造とする。

②バルコニーは十分に外気に開放されていること。

③バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。

④屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。

⑤その階の保育室の面積のおおむね八分の一以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。

○ 屋外傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。

○ 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。

○ 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

【転落防止設備】

◇乳幼児が使用する階段や、転落のおそれがある窓については、転落防止設備（階段に通じる通路への柵、階段の手すりなど）を設置すること。

◇窓や落下の危険がある場所付近には、荷物などの足場となる可能性があるものを置かないこと。

【建物の構造】

◇耐火構造若しくは準耐火構造であることが必要。施設の構造を確認しておくこと。

【防災設備】

◇常用、避難用それぞれ設けなければならないことに注意すること。

(2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する屋内特別避難階段 ②屋外階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③屋外階段

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合
- ② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

○ 当該建物の保育施設と保育施設以外の用途に供する部分との異種用途の耐火区画については、建築基準法施行令第112条第13項に基づき設置すること。

○ スプリンクラー設備及びこれに類するもので自動式のものを設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置がされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとな

る。

- 調理器具の種類に応じて適切で有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）を設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置と外部への延焼防止措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）の両措置がなされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
- ダンパー ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置である。

- エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

- 非常警報器具 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等である。
- 非常警報設備 非常ベル、自動式サイレン、放送設備等である。

- キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

- 防火物品の表示方法（消防法第8条の3）

消防庁登録者番号

防 炎
登録確認機関名

防火対象物において使用する防火対象物品について、防火対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理がされていることがわかるようにしておく必要があること。

【転落防止設備】

- ◇乳幼児が使用する階段や、転落のおそれがある窓については、転落防止設備（階段に通じる通路への柵、階段の手すりなど）を設置すること。
- ◇窓や落下の危険がある場所付近には、荷物などの足場となる可能性があるものを置かないこと。

【建物の構造】

- ◇耐火構造であることが必要。施設の構造を確認しておくこと。
- ◇壁や天井が不燃材料であることがわかる書類等を保管しておくこと。

【防災設備】

- ◇常用、避難用それぞれ設けなければならないことに注意すること。
- ◇2階にある場合以上に様々な設備の設置が必要となる。必要な設備が備えられているか確認すること。マンション等の1室を利用している場合は、管理会社へ確認しておくこと。

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段

○ 建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件」（平成28年国土交通省告示第696号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

○ 建築基準法施行令第129条の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合又は同令第129条の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合は、同令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定により、同令の諸規定が適用除外となるが、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

○ 4階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号）の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する

部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合
 - ② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合
- エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

【転落防止設備】

◇乳幼児が使用する階段や、転落のおそれがある窓については、転落防止設備（階段に通じる通路への柵、階段の手すりなど）を設置すること。

◇窓や落下の危険がある場所付近には、荷物などの足場となる可能性があるものを置かないこと。

【建物の構造】

◇耐火構造であることが必要。施設の構造を確認しておくこと。

◇壁や天井が不燃材料であることがわかる書類等を保管しておくこと。

【防災設備】

◇常用、避難用それぞれ設けなければならないことに注意すること。

◇3階にある場合以上に様々な設備の設置が必要となる。必要な設備が備えられているか確認すること。マンション等の1室を利用している場合は、管理会社へ確認しておくこと。

第5 保育内容

(1) 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

- 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。この場合、各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)を理解することが不可欠であること。

[乳児（1歳未満児）]

- ・ 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。
- ・ 視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、

特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。

- ・一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

[1歳以上3歳未満児]

- ・特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。
- ・自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに、応答的に関わるよう努めているか。
- ・身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、児童の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。
- ・一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、児童の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。

[3歳以上児]

- ・この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。

(3歳児)

- ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。

(4歳児)

- ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。

(5歳児)

- ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。

(6歳児)

- ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、

一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。

イ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。

- 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定することが必要であること。
- 必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の身体の清潔さを保つことが必要であること。

ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実施すること。

- 保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。
- 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていることが必要であること。

エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

- 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、児童にとって重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。

オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

- 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要であること。
なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。
- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

川口市からの補足

【保育の計画】

◇保育の計画とは、以下のものをいう。認可外保育施設については全てが作成されていなくても良いが、デイリープログラムが作成されていなければ指導対象とする。

- ・全体的な計画
- ・長期的指導計画（年間、月案）

- ・短期的指導計画（週案、日案、週日案）
- ・デイリープログラム

《参考書式2：「全体的な計画」参照》

《参考書式3：「長期的指導計画（年間、月案）」参照》

《参考書式4：「短期的指導計画（週案）」参照》

《参考書式5：「デイリープログラム」参照》

◇日々の保育について、保育日誌に記録し、保管すること。

【清潔な環境】

◇施設内の清掃等を行い、清潔な環境を保つ必要があること。また、子どもに対しても必要に応じ、入浴や身体を拭いたり、着替えをする等、子どもの清潔を保つこと。

【放任的な保育】

◇放任的な保育とならないよう、以下の点について配慮すること。

- ・テレビやビデオを見せる場合には長時間とならないこと
- ・泣いている子がいる場合は子どもの要求をくみとり、抱いてあやす等、応答的な保育を行うこと

【遊具（玩具）】

◇適切な消毒を定期的に行うこと。

◇遊具・玩具の安全性の確保にあたり、以下の点について最低限確認を行うこと。

＜大型遊具＞

危険箇所の確認や経年劣化（腐食・変形・磨耗など）等の確認を行い、定期的に安全点検を行うこと。チェック表等で確認することが望ましい。

＜小型玩具＞

誤飲の可能性があるため、大きさ、形、硬さなどに注意し、安全性に配慮すること。

《参考書籍：「保育所における感染症対策ガイドライン」参照》

《参考書籍：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」参照》

(2) 保育従事者の保育姿勢等

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

特に、施設の運営管理の任にあたる施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、施設の設置者又は管理者とする。以下同じ。）については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

○ 設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

○ 保育所保育指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、保育従事者

の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。

- 都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。
- 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の保育従事者については、保育に従事する前に研修を受講することが望ましいこと。

【施設長及び保育従事者の保育姿勢】

◇施設長は、保育所保育指針を十分に把握した上で、保育運営にあたる必要があること。

◇施設長が不在の際は、施設長に代わる責任者（主任保育士など）を配置すること。

◇施設長及び保育従事者は、子どもの命を預かる責任のある仕事と自覚し、安全安心な保育を行うこと。

◇保育従事者の人間性と専門性の向上を図るため、次のものをできるだけ多く実施すること。

- ・市、県、民間研修への参加（年に1回以上参加することが望ましい）
- ・消防局等による救命講習への参加（3年に1回は参加することが望ましい）
- ・保育の実施内容や方法などについて、職場内研修（保育所保育指針の勉強会、研修報告会等）や職員会議などを行い、職員間で共有

※研修に参加したことがわかるもの（修了証の写し等）を保管しておくこと

※職場内研修や職員会議を実施した際は、実施内容等を書面に記録すること

ウ 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。

- しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

【身体的苦痛、心理的苦痛】

◇具体例として次の行為が挙げられる。

- ・たたく、ける、怒鳴る、乱暴な言葉遣い、子どもを強く引っ張る（押す）、無視する 等

エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

- 虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。
（専門機関からの助言を要する場合の例）
 - ・心身の発達に遅れが見られる場合
 - ・社会的援助が必要な家庭状況である場合

【専門機関との連携】

◇全ての保育従事者が児童相談所等の専門機関の役割を理解すること。

◇速やかに専門機関との連携をとれるように、連絡先を整備しておくこと。

《参考書式7：「関係機関連絡先一覧」参照》

◇長期滞在児（24時間かつ、週のうち概ね5日程度以上利用している児童）がいる場合は市に報告すること。

(3) 保護者との連絡等

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

- 保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での児童の様子を、施設からは施設での児童の様子を、連絡し合うこと。

【保護者との連絡】

◇3歳未満児については連絡帳を使用し、保護者との連絡を行うこと。

《参考書式6：「連絡帳」参照》

◇3歳以上児については、口頭による連絡でも良いが、必要に応じて内容を記録に残すこと。

◇登園、降園時に挨拶や声かけを行う中で、子どもの様子を保護者と共有し、聞き取った内容は記録すること。

◇初めての受入れにあたっては、事前の面接において子どもの健康状態、アレルギーの有無、緊急連絡先等を必ず聞き取ること。

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

- 保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。

【緊急連絡先】

◇緊急時に保護者へ速やかに連絡ができるよう保護者の緊急連絡先を整備しておくこと。また、連絡先は複数の連絡先を確認することが望ましい。

※保護者の緊急連絡先一覧は個人情報のため、施設関係者以外の目に触れないように注意すること

《参考書式9：「保護者の緊急連絡先一覧」参照》

◇緊急時に関係機関（警察署、消防署、医療機関等）へ速やかに連絡ができるよう緊急連絡先を整備しておくこと。

《参考書式7：「関係機関連絡先一覧」参照》

※病院内保育施設であって当該病院において緊急対応可能な場合は、医療機関一覧表は不要とするが、当該病院の内線番号の一覧表の作成など、緊急時に備えること

ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

【施設への見学】

◇厚生労働省作成「よい保育施設の選び方」において保育施設の見学を勧めていることから、見学の申し出があった際は、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障がない範囲で対応すること。保護者希望日の都合が悪い場合は、可能な限り別の見学日を提案すること。

第6 給食

- (1)、(2)に取り組むに当たっては、保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）（平成31年4月厚生労働省）を参考にすること。
- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、必要に応じて本基準を適用すること。

(1) 衛生管理の状況

調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

- 具体的には、次のようなことに配慮することが必要であること。
 - ・ 食器類はよく洗い、十分に殺菌したものを使用すること。
 - ・ ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
 - ・ 哺乳ビンを使用するごとによく洗い、滅菌すること。
 - ・ 食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。
 - ・ 原材料、調理済み食品の保存に当たっては、冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適切な温度で保存する等、衛生上の配慮を行うこと。
 - ・ 衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日付け生食発0616第1号通知）」、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年）」を参考にすること。

【衛生管理の状況】

◇衛生管理にあたって、以下のような点にも配慮すること。また、上記マニュアル及びガイドラインのほか、厚生労働省の食中毒に関するホームページ等を参考に適切な衛生管理に配慮すること。

- ・ 爪を短く切り、手洗いを適切に行なうこと
- ・ 常に清潔な調理衣や帽子、マスクを着用して調理・配膳すること
- ・ 加熱調理を行う際は、中心部までしっかり火を通すこと
- ・ 食中毒と疑われる事例が発生した場合は、すぐに保健所に相談すること

- ・配膳にあたり、衛生的に扱うこと
- ・生鮮食品は当日（又は前日）に購入し、その日のうちに使い切ること

《参考書籍：「大量調理施設衛生管理マニュアル」参照》

(2) 食事内容等の状況

- ア 児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。
- イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

- 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。
また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。
- 食事摂取基準を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。なお、独自で献立を作成することが困難な場合には、市区町村等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。
- 家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。
- アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

【食物アレルギー児への対応】

◇食物アレルギー児への対応として、以下の点に注意をすること。なお、「保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表」等を活用し、医師の指導に基づいて対応すること。

- ・食物アレルギー児の情報を職員間で共有し、誤配、誤食等の事故防止の対策を講じること
- ・仕出し弁当を提供する施設については、原因食物（アレルゲン）の除去や、保護者に弁当の持参を依頼する等の対策を講じること
- ・喫食の際に、食物アレルギー児が他の子どもの食べ物を食べないようにするために、離れた席で食べさせる、保育士が同じテーブルに座るなど配慮すること

《参考書式8：「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」参照》

《参考書籍：「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」参照》

【献立】

◇給与栄養目標量、乳幼児の嗜好を踏まえ、1週間以上の献立表を作成すること。また、それに基づいた調理を行うこと。

◇献立は、季節感や地域性を考慮し、変化をもたせ、子どもの咀嚼や嚥下機能の発達にも配慮することが望ましい。

◇仕出し弁当を提供している場合は、乳幼児に適した内容であること。(献立を把握しておくこと。)

第7 健康管理・安全確保

(1) 児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

- 登園時の健康状態の観察
毎日、登園の際、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等についての健康状態の観察を行うとともに、保護者から児童の状態の報告を受けること（適切に記載された連絡帳を活用することも考えられる。）が必要であること。
- 降園時の健康状態の観察
毎日、降園の際も同様の健康状態の観察を行うとともに、保護者へ児童の状態を報告することが必要であること。

【子どもの健康観察】

◇子どもの健康観察にあたって、普段と異なる点や気になる点があった場合には、保護者から十分に聞き取りを行い、保育従事者間で情報を共有するとともに体調の変化等に十分に気をつけること。

◇子どもの健康状態の観察（視診）については、以下の点を確認すること。

確認事項	健康状態
体温	顔のほてり、体が熱を帯びていないか等
表情	顔色が赤い、顔色が青白くないか等
皮膚の異常の有無	怪我や発疹等がないか
機嫌	泣き止まない、だるそうである等がないか

【保護者からの報告】

◇子どもの健康状態の報告（連絡帳の活用含む）については、以下の点を確認すること。

確認事項	確認内容
体温	体温計による検温結果
排便状況	排便の回数や便の状態（軟便、硬便等）
食事	今朝の食事の量や食欲
睡眠	睡眠時間
その他	気になる点、普段と異なる点

※3歳以上児など連絡帳がない場合は、【子どもの健康観察】で確認した子どもの健康状態を記録すること

※体温に関して、保護者が検温していない場合は、検温を行い、記録しておくこと

(2) 児童の発育チェック

身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

【発育チェック】

◇発育チェックの測定は書面に記録すること。

◇保育所保育指針において、「発育状態の把握の方法としては、定期的に身長・体重等を計測し、前

回の計測結果と比較をする方法が最も容易で効果的」とされており、「頭囲」についても、3歳未満児までは測定することが望ましい。

《参考書式10：「身体測定記録」を参照》

(3) 児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。

- 直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行うことが必要であること。
- 医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効であること。
- 入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知することが必要であること。
- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、原則として、(2)及び(3)は適用しない。

【児童の健康診断】

◇子どもの健康診断は、月極め児童など継続的に施設を利用する子どもが対象となる。

◇継続して施設を利用している乳幼児の健康診断は、利用開始時及び1年に2回実施すること。

◇検査項目については、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施することが望ましい。

検査項目については、以下のとおりである。

	検査項目
1	身長及び体重
2	栄養状態
3	脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
4	視力及び聴力
5	眼の疾病及び異常の有無
6	耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
7	歯及び口腔の疾病及び異常の有無
8	結核の有無
9	心臓の疾病及び異常の有無
10	尿
11	その他の疾病及び異常の有無

◇利用開始時の健康診断は、なるべく施設利用前に行い、未実施の場合は施設利用後速やかに行う。

◇年に2回の健康診断は、おおむね6か月毎に実施すること。

◇施設で直接実施できない場合は、保護者から6か月毎に健康診断書又は母子健康手帳の写し（各歳児の健康診査の記録が記載されたページの写し）の提出を受けることでもよい。

◇保護者から健康診断書等の提出がない場合は、以下の点を記録に残しておくこと。

- ・施設としてどのように保護者に依頼しているのか
- ・なぜ保護者は提出できないのか（提出できない理由）

(4) 職員の健康診断

- ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。
- イ 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施すること。

- 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）により義務づけられていること。
- イについて、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、提供頻度やその内容等の実情に応じ、必要に応じて本基準を適用すること。

【職員の健康診断】

◇労働安全衛生規則において事業者に対し、雇入れ時及び年1回の定期（深夜業等の特定業務従事者は年2回）に労働者の健康診断を実施することを義務付けている。この健康診断実施に伴う費用の負担については、事業者が負担すべきものとされている。

◇検査項目は、法定項目全てを実施する必要がある、以下のとおりである。

	検査項目
1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長、体重、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査及び喀痰検査
5	血圧の測定
6	貧血検査
7	肝機能検査
8	血中脂質検査
9	血糖検査
10	尿検査
11	心電図検査

◇短時間労働者に対する健康診断については、労働契約や週労働時間により実施の有無が異なるため、最寄りの労働基準監督署に確認すること。

◇川口市の特定検診や他市町村での検診等により代用する場合において不足項目がある場合は、追加で検査が必要となる。

◇健康診断の結果（写しも可）を、事業所で保管しておくこと。

【検便】

◇調乳、盛り付けを行う場合も調理に準じて月1回の検便の実施が望ましい。

◇授乳や食事の介助の観点から、直接調理等に携わらない職員においても、検便の実施が望ましい。

◇検便は赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌（O-157）について実施することが望ましい。

(5) 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

- 体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、最低限備えることが必要であること。
- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

【医薬品の取り扱い】

◇医療品（かゆみ止めや湿布、絆創膏等）の使用にあたって、皮膚のかぶれ等のアレルギー反応を起こすことがあるため、事前に保護者に確認しておくこと。

◇医療品によっては使用期限があるため、定期的に確認すること。

(6) 感染症への対応

ア 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

- 本項に取り組むにあたっては、保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（平成30年3月厚生労働省）を参考にすること。
- 感染症の疑いがある場合も同様であること。
- 再登園については、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出など、かかりつけ医による判断の確認について、保護者の理解と協力を求めることも必要であること。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

【与薬について】

◇与薬にあたっては、保護者から与薬依頼書等の提出を求めること。

《参考書式11：「与薬依頼書」参照》

【再登園の目安】

◇再登園の目安については「保育所における感染症対策ガイドライン」を参照すること。必要に応じて治癒証明書等の提出を求めること。

(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意

ア 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

○ 窒息リスクの除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であること。

ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

【睡眠中の観察】

◇睡眠中の観察については、ブレスチェックの実施状況により確認する。ブレスチェックを実施した際は書面に記録すること（記録者名も記録すること）。

☆ブレスチェックの実施間隔

0歳児	5分毎
1歳児	10分毎
2歳児	15分毎
3歳児以降	特に定めはないが、睡眠中の状態には十分注意すること

※6か月未満の乳児の睡眠中にあつては、5分毎のブレスチェックに加えて、呼吸モニター等の無呼吸状態を感知する機器を活用することで早期に子どもの呼吸の異変を発見することができる。

◇睡眠中は子どもの顔色がわかる程度に部屋を明るくすること。

◇乳幼児の寝ている部屋には常に職員が在室し、体調の急変等に備えること。

《参考書式12：「ブレスチェック表」参照》

《参考書式13：「午睡時安全確認表」参照》

(8) 安全確保

ア 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。

ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

エ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

オ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

カ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。

キ 児童の送迎を目的とした自動車（運転席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを

除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてカに定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行うこと(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については適用しない)。

- ク 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- ケ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- コ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること。

- 安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。
- 事故報告については、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年12月14日こ成安第142号通知)を参照すること。

- サ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- シ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

- 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省)を参考にすること。
- 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、上記ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。例えば、次のようなことに配慮することが必要であること。
 - ・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えること。
 - ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にすること。
 - ・児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応すること。
 - ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施すること。
- 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。
- 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。
- 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮(敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等)が必要であること。

- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。

【安全確保】

◇安全確保の具体的な例として、以下の点があげられる。

- ・ロッカーや棚の上に物を置く場合などについては、落下防止策を講じること
- ・保育室、便所、玄関など、子どもが通常立ち入る部分にある柱、建具、棚等に面取りやクッション材を取り付ける、ドアの隙間には指のはさみ防止等安全性に配慮すること
- ・コンセントの位置が、子どもの手の届く位置にある場合には、カバーをする等安全対策を講じること
- ・保育室、階段、ベランダ等の転落防止用の柵等については、子どもが乗り越えることができないよう形状や高さに配慮し、子どもの安全を確保すること
- ・窓の近くやベランダに足がかりとなるようなものを置かないこと
- ・不審者の侵入防止のため、施設の出入口は施錠を行うこと
- ・子どもへの安全指導を行うこと
- ・園外活動の際は、公園等の目的地や保育所等までの移動時も含めて、安全に十分配慮すること
- ・散歩の際は散歩計画を作成すること

《参考書式14：「散歩計画表」参照》

【事故防止】

◇子ども家庭庁の事故情報データベースにより他の施設の事故事例を確認し、事故防止に活用すること。

◇「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を職員へ周知徹底すること。

【事故等発生時の対応】

◇次のような重大な事故が発生した場合は、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」に沿った対応を行い、川口市（子ども部保育運営課）まで報告すること。

※企業主導型保育施設については、川口市と併せて公益財団法人児童育成協会にも報告すること

- ・死亡事故
- ・意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）※
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- ・見失い事故・置き去り事故（重大事故ではないが、県から報告を求められているため）

※意識不明事故の定義

事故が原因で意識不明となった事案であって、AVPU スケールにより評価した意識レベルが、「U：どんな刺激にも反応しない」に該当する場合。

A：Alert	意識がはっきりしている
V：Voice	声をかけると反応するが意識は朦朧としている
P：Pain	痛み刺激には反応するが、声をかけても反応がない

《参考書式15：「教育・保育施設等事故報告様式」参照》
《参考書籍：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」参照》

第8 利用者への情報提供

- (1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容について掲示する（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書面等による掲示などの方法が考えられる。）とともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが義務づけられている。公衆の閲覧に供する方法は、具体的には、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）に掲載することとしている（児童福祉法施行規則第49条の5第1項）。
- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
 - ・建物その他の設備の規模及び構造
（注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設に限る。）
 - ・施設の名称及び所在地
 - ・事業を開始した年月日
 - ・開所している時間
（注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育提供可能時間）
 - ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由（注：利用料の変更に関し掲示及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供することが適切になされているか、保護者への説明がなされているかについて、指導助言を行うこと。）
 - ・入所定員
 - ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
 - ・設置者及び職員に対する研修の受講状況
（注：法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。）
 - ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ・緊急時等における対応方法
 - ・非常災害対策

- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）
- 職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8時間で除した数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することも有効である。（様式14参照）

【サービス内容の掲示】

◇利用料の変更を行う際は、保護者への十分な説明をすることに加えて、掲示内容の中に変更内容とその理由を明記すること。

《参考書式16：「サービス内容の掲示」参照》

(2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面等交付が義務づけられている。（法第59条の2の4）
 - ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - ・施設の名称及び所在地
 - ・施設の管理者の氏名
 - ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
 - ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
- あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。（様式15参照）

【契約内容の交付】

◇利用契約が成立した際は契約内容等を記載した書面等を交付すること。

《参考書式17：「交付書面の様式」参照》

(3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明を行うこと。

- 届出対象施設については、当該施設で提供される保育サービスを利用しようとする者から申込みがあった場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることとされている。（法第59条の2の3）

- 届出対象外施設であっても、利用料金や保育サービスの内容等をあらかじめ利用予定者に説明し、理解を得たうえでサービスの提供を行うことが望ましい。
- 保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、都道府県への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。

第9 備える帳簿

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。

- 職員に関する帳簿等
 - ・職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等（注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育従事者を雇用していない場合に限る。）については、職員に関する帳簿は整備しなくてもよいが、資格を証明する書類（写）等は確実に保管する必要がある。）
- 保育している児童の状況を明らかにする帳簿等
 - ・在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等
- 労働基準法等の他法令においても、各事業場ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、保育施設も事業場に該当することから、各保育施設ごとに帳簿等の備え付けが義務づけられている。法に基づき都道府県等が行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するとともに、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要である。
 (例)
 - ・労働者名簿（労働基準法第107条）
 - ・賃金台帳（労働基準法第108条）
 - ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）

【労働者の定義】

◇同居の親族については労働者とみなされないため、労働基準法に規定された帳簿については作成不要である。該当する可能性がある場合は、最寄の労働基準監督署に確認をすること。

【労働者名簿】

◇労働者名簿は、以下の内容を記入すること。

- ①労働者の氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所
- ⑥業務内容（労働者の数が30人未満の場合は記載しなくて良い）
- ⑦採用年月日 ⑧退職年月日とその理由 ⑨死亡年月日とその原因

※労働者名簿は、労働者（日々雇入れられる者を除く。）毎に作成する必要がある

（非常勤職員も作成が必要となる。）

※労働基準法第107条及び労働基準法施行規則第53条により、労働者名簿の作成が義務付けられている

《参考書式18：「労働者名簿」参照》

《参考ホームページ：厚生労働省 労働基準法関係主要書式ダウンロード》

【賃金台帳】

◇賃金台帳は、以下の内容を記入すること。

①氏名 ②性別 ③賃金の計算期間 ④労働日数 ⑤労働時間数

⑥時間外労働・休日労働・深夜労働を行なった時間数 ⑦基本給、手当その他賃金の種類毎にその額

※賃金台帳は、全ての労働者（日々雇入れられる者も含む）分を作成することが必要である。

※労働基準法第108条及び労働基準法施行規則第54条により、賃金台帳の作成が義務付けられている。

《参考ホームページ：厚生労働省 労働基準法関係主要書式ダウンロード》

【その他の帳簿】

◇事業場には必要に応じて、様々な書類の整備が労働基準法により義務付けられていることから、不明な点がある場合は、最寄の労働基準監督署に確認をすること。

◇労働基準法第109条により労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金 その他労働関係に関する重要な書類については、5年間の保存義務がある。

【児童名簿】

◇児童名簿については、以下の内容が記録されていること。

①児童氏名 ②児童の生年月日 ③児童の健康状態 ④保護者の氏名 ⑤保護者の連絡先

⑥児童の在籍記録等

《参考書籍》

- ・保育所保育指針、保育所保育指針解説書
- ・社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定
- ・保育所における食事の提供ガイドライン
- ・保育所における感染症対策ガイドライン
- ・保育所におけるアレルギー対策ガイドライン
- ・大量調理施設衛生管理マニュアル
- ・児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について
- ・家庭でできる食中毒予防の6つのポイント
- ・家庭で行うHACCP（宇宙食から生まれた衛生管理）
- ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

《参考ホームページ》

- ・子ども家庭庁 認可外保育施設関係のホームページ
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/>
- ・厚生労働省 労働基準関係のホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun

- ・厚生労働省 労働基準法等関係主要書式ダウンロード
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html
- ・川口市消防局のホームページ
<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/05010/index.html>

《参考書式》

- 1 「避難消火訓練年間計画表・避難訓練報告書」
- 2 「全体的な計画」
- 3 「長期的指導計画（年間・月案）」
- 4 「短期的指導計画（週案）」
- 5 「デイリープログラム」
- 6 「連絡帳」
- 7 「関係機関連絡先一覧」
- 8 「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」
- 9 「保護者の緊急連絡先一覧」
- 10 「身体測定記録」
- 11 「与薬依頼票」
- 12 「ブレスチェック表」
- 13 「午睡時安全確認表」
- 14 「散歩計画表」
- 15 「事故報告書」
- 16 「サービス内容の掲示」
- 17 「交付書面の様式」
- 18 「労働者名簿」

令和 年度 避難消火訓練年間計画表

施設名

実施日	設定	ねらい	幼児の活動	留意点
/ ()	火災 地震 (お話)	避難訓練の意味を知る	・紙芝居や絵本を通して災害についての話を聞く	・職員の役割を確認する (通報者の確認等) ・避難経路、非常用持出袋の保管場所等の確認をする ・避難場所を保護者に周知する
/ ()	火災 (調理場より出火)	指示を聞いて避難する	・合図を聞いて職員のところ集まり、安全な場所に避難する	・人数確認を行う ・年齢差、個人差を十分に配慮しておく ・施設内の避難経路を確認しておく
/ ()	地震	室内での、地震時の避難の仕方を知る	・職員の指示により、テーブルの下に入る、または、部屋の中央に集まる	・室内外の危険箇所を確認しておく
/ ()	火災 (近隣からの出火)	戸外の安全な場所に避難する	・4つの約束を守って避難する ①押さない ②駆けない ③しゃべらない ④戻らない	・施設に近い安全な場所を確認しておく ・出火場所による避難方法をあらかじめ話し合っておく ・消火器を使えるようにしておく
/ ()	水害	冠水時の避難の仕方を知る	・職員のところ集まり、落ち着いて避難する	・安全な場所を確認しておく ・緊張や不安を与えることなく話をする
/ ()	地震 (戸外)	近くにいる職員の指示により安全な場所に避難する	・地震がおきたときの身を守る方法を覚える	・室内外の危険箇所を確認しておく (窓ガラスや落下物に注意する)
/ ()	不審者	施設内に不審者が入って来た時の避難の仕方を知る	・指示に従い、落ち着いて行動する	・合言葉や職員の役割など事前に職員間での確認をしておく ・子どもを不審者から遠ざけ避難する
/ ()	火災	煙の中での避難の方法を身につける	・避難の仕方について消防署より、指導を受ける	・消防署立会いのもと、避難誘導、通報、初期消火等、職員の役割を確認し、訓練を行う
/ ()	地震	午睡時の避難の仕方を知る	・布団等をかぶり、身を守る姿勢をとる	・子どもの靴をまとめて収納するケースを用意しておく ・布団やシートをかけて、落下物から身を守る
/ ()	地震から火災	指示に従い落ち着いて行動する	・災害の違いにより、避難方法、避難場所が変わることを知る	・まず、安全な場所で待機(机の下等)し、職員の合図で外に出る
/ ()	火災	早朝、夕方等、職員が少ない時でも、避難できるようにする	・近くにいる職員の指示により安全に避難する	・施設長が不在の時でも、緊急対応ができるようにしておく ・常に人数を確認しておく
/ ()	まとめ (予告なし)	突然でも、慌てずに避難する	・職員の誘導に従い、落ち着いて避難する	・1年間の訓練を活かし、どこにいても素早く子どもを把握し、避難できるようにする

避難訓練報告書

施設名： _____

施設長： _____

実施日	時間	天気	児童数	職員数	設定	実施報告（反省など）
4月 日	: ~ :		人 担当者	人		
5月 日	: ~ :		人 担当者	人		
6月 日	: ~ :		人 担当者	人		
7月 日	: ~ :		人 担当者	人		
8月 日	: ~ :		人 担当者	人		
9月 日	: ~ :		人 担当者	人		
10月 日	: ~ :		人 担当者	人		
11月 日	: ~ :		人 担当者	人		
12月 日	: ~ :		人 担当者	人		
1月 日	: ~ :		人 担当者	人		
2月 日	: ~ :		人 担当者	人		
3月 日	: ~ :		人 担当者	人		

令和 年度		保育所		全体的な計画			
保育理念							
保育方針		保育目標					
保 育 内 容							
		乳児	1歳児(満1歳より)	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保 育 目 標							
養 護	生命の保持		生命の保持				
	情緒の安定		情緒の安定				
教 育 及 び 保 育	健やかに 伸び伸びと 育つ		健康				
	身近な人と 気持ちがあ 通じ合う		人間関係				
			環境				
			言葉				
身近なもの との関わり 感性が育つ		表現					
食 育	食を営む 力の基礎		食育				
健康支援 保健計画別紙					社会的責任		
環境・衛生管理					職員の質の向上 研修計画		
災害・安全対策 事故防止 避難訓練計画別紙					小学校との連携		
保護者・地域 への支援					自己評価		

令和 年度 保育所 年間指導計画(0歳児)

組

所長印	主任印	担任印
-----	-----	-----

年間目標		健康安全 災害		年間の 自己評価	
年間区分	I期(4月～5月)	II期(6月～8月)		III期(9月～12月)	IV期(1月～3月)
ねらい					
月齢・年齢	～6か月未満	6か月～9か月未満	9か月～12か月未満	1歳～1歳6か月未満	1歳6か月～2歳未満
子どもの姿					
養護	生命の保持 情緒の安定				
	健康に 伸び伸びと 育つ			健康 人間関係 環境 言語 表現	
教育	身近な人と 気持ちがあ 通じ合う				
	身近なもの と 関わり 感性が育つ				
環境構成					
食育					
子育て支援 (保護者支 援)					

令和 年度 保育所 年間指導計画(1・2歳児)

所長印	主任印	担任印
-----	-----	-----

年間目標		健康 安全 災害		年間の 自己評価	
年間区分	I 期(4月～5月)	II 期(6月～8月)	III 期(9月～12月)	IV 期(1月～3月)	
ねらい					
養護	生命の保持				
	情緒の安定				
教育	健康				
	人間関係				
	環境				
	言語				
	表現				
援助・配慮 (環境構成)					
食育					
子育て支援 (保護者支援)					

所長印	主任印	担任印
-----	-----	-----

令和 年度 保育所 年間指導計画(3・4歳児)

年間目標	健康 安全 災害		年間の 自己評価				
	年間区分			I 期(4月～5月)	II 期(6月～8月)	III 期(9月～12月)	IV 期(1月～3月)
ねらい							
養護	生命						
	情緒						
教育	健康						
	人間関係						
	環境						
	言葉						
	表現						
援助・配慮 (環境構成)							
食育							
子育て支援 (保護者支援)							

令和 年度 保育所		年間指導計画(5歳児)			所長印	主任印	担任印
年間目標		幼児期の終わりにまでに育て欲しい姿			小学校との連携		
年間区分	I 期(4月～5月)	II 期(6月～8月)	III 期(9月～12月)	IV 期(1月～3月)			
ねらい							
養護	生命						
	情緒						
教育	健康						
	人間関係						
	環境						
	言葉						
	表現						
援助・配慮 (環境構成)							
食育							
健康・安全・災害							
子育て支援 (保護者支援)			年間の自己評価				

令和		年度		保育所		月		指導計画(0歳児)		所長印	主任印	担任印
月のねらい				行事				保育に対する自己評価				
健康・安全 災害												
氏名(年齢)	子どもの姿		養護・教育(目指すべき子どもの姿)		環境構成と援助			食育	家庭との連携			
(.)												
(.)												
(.)												
(.)												
(.)												
(.)												

所長印	主任印	担任印
-----	-----	-----

令和 年度 保育所 月 指導計画(1・2歳児)

月のねらい		行事		保護者支援・連携	
子どもの姿					
	内 容	環境・構成		配慮事項	
養護	生命 情緒				
	健康 人間関係 環境 言語 表現				
教育					
食育					
健康 災害・安全			保育に対する 自己評価		

所長印	主任印	担任印
-----	-----	-----

令和 年度 保育所 月 指導計画(3・4歳児)

月のねらい		行事		保護者支援・連携	
子どもの姿					
	内 容		環境・構成		配慮事項
養護	生命の保持				
	情緒の安定				
教育	健康				
	人間関係				
	環境				
	言語 表現				
食育					
健康・安全 災害					
個別配慮			保育に対する 自己評価		

令和 年度 保育所		月 指導計画(5歳児)		所長印	主任印	担任印
月のねらい		行事		幼児期の終わりまでに育て欲しい姿について		
子どもの姿						
内 容		環 境・構 成		配 慮 事 項		
養護	生命の保持					
	情緒の安定					
教育	健康					
	人間関係					
	環境					
	言語 表現					
食育			子育て支援 (保護者支援)			
健康・安全 災害			個別配慮			
小学校との連携			保育に対する 自己評価			

令和 年度

月の週案（0～2歳児）

保育所

組

今月の目標					
	第1週(日～ 日)	第2週(日～ 日)	第3週(日～ 日)	第4週(日～ 日)	第5週(日～ 日)
ねらい					
援助及び配慮					
活動					
評価・反省					

令和 年度

月の週案（3～5歳児）

保育所

組

今月の目標											
第1週(日～ 日)		第2週(日～ 日)		第3週(日～ 日)		第4週(日～ 日)		第5週(日～ 日)			
ねらい											
援助及び配慮											
月											
火											
水											
木											
金											
評価・反省											

一日の保育

時間	0歳児の活動	時間	1・2歳児の活動	時間	3歳以上児の活動

一 日 の 保 育

時間	0歳児の活動	時間	1・2歳児の活動	時間	3歳以上児の活動
8:30	はじまり あいさつ 健康チェック 自由遊び(室内、外) 午前寝 ※月齢に応じる	8:30	はじまり あいさつ 健康チェック 自由遊び(室内、外) 片付け、排泄、手洗い うがい 出席しらべ	8:30	はじまり あいさつ 健康チェック 自由遊び(室内、外) 片付け、排泄、手洗い うがい
	おむつ交換(排泄) 手洗い	10:00	おやつ 年齢に応じた活動	10:00	出席しらべ 各領域にわたる活動
10:30	食事(ミルク・離乳食) ※月齢に応じる 手遊び、お話等		片付け、排泄、手洗い うがい		片付け、排泄、手洗い うがい
12:00	おひるね めざめ 健康チェック おむつ交換(排泄) 手洗い	11:00	食事 おひるねの準備 絵本、お話等	11:30	食事 食事の後片付け おひるねの準備 絵本、お話等
	食事(ミルク・離乳食) おやつ ※月齢に応じる おむつ交換(排泄) 自由遊び(室内) 健康チェック おむつ交換(排泄)	12:30	おひるね	13:00	おひるね
14:30	自由遊び(室内) 健康チェック おむつ交換(排泄)	15:00	めざめ 排泄、手洗い おやつの準備 おやつ 自由遊び	15:00	めざめ 片付け、排泄、手洗い おやつの準備 おやつ おやつの後片付け 自由遊び
	順次降所 延長保育	16:00	おかえりの準備 健康チェック	16:00	おかえりの準備 健康チェック
16:30		16:30	順次降所 延長保育	16:30	順次降所 延長保育

月 日 ()

時間	睡眠	排泄	食事	家				庭
				体温	度	時	入浴	
18:00	—	—	—	機嫌	良い	普通	悪い	
19:00	—	—	—					
20:00	—	—	—					
21:00	—	—	—					
22:00	—	—	—					
23:00	—	—	—					
0:00	—	—	—					
1:00	—	—	—					
2:00	—	—	—					
3:00	—	—	—					
4:00	—	—	—					
5:00	—	—	—					
6:00	—	—	—					
7:00	—	—	—					
8:00	—	—	—	体温	度	時	入浴	
9:00	—	—	—	機嫌	良い	普通	悪い	
10:00	—	—	—					
11:00	—	—	—					
12:00	—	—	—					
13:00	—	—	—					
14:00	—	—	—					
15:00	—	—	—					
16:00	—	—	—					
17:00	—	—	—					

月 日 ()

時間	睡眠	排泄	食事	家				庭
				体温	度	時	入浴	
18:00	—	—	—	体温 <td>度 <td>時 <td>入浴</td> </td></td>	度 <td>時 <td>入浴</td> </td>	時 <td>入浴</td>	入浴	
19:00	—	—	—	機嫌	良い	普通	悪い	
20:00	—	—	—					
21:00	—	—	—					
22:00	—	—	—					
23:00	—	—	—					
0:00	—	—	—					
1:00	—	—	—					
2:00	—	—	—					
3:00	—	—	—					
4:00	—	—	—					
5:00	—	—	—					
6:00	—	—	—					
7:00	—	—	—					
8:00	—	—	—	体温 <td>度 <td>時 <td>入浴</td> </td></td>	度 <td>時 <td>入浴</td> </td>	時 <td>入浴</td>	入浴	
9:00	—	—	—	機嫌	良い	普通	悪い	
10:00	—	—	—					
11:00	—	—	—					
12:00	—	—	—					
13:00	—	—	—					
14:00	—	—	—					
15:00	—	—	—					
16:00	—	—	—					
17:00	—	—	—					

保 育 所

保 育 所

月		日		曜日	天候
家庭から保育所へ					
就寝時間			時	子どもの様子	
起床時間			時		
食事	夕食				
	朝食				
排便	回	普・硬・軟・下痢			
検温			°C		
機嫌			良・普・悪		

保育所から家庭へ					
睡眠時間				子どもの様子	
排便	回	普・硬・軟・下痢			
食事		全・半・少々			
機嫌			良・普・悪		

【関係機関連絡先一覧】

《保育室》

保育室名	
住 所	
電話番号	
管理者携帯	

《関係機関》

機関名	連絡先
消防署（救急）	
警察署	
医療機関	

(参考様式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息)

緊急連絡先
 ★保護者
 電話:
 ★連絡医療機関
 医療機関名:
 電話:

名前 _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳 _____ ヶ月) _____ 組
 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

アレルギー疾患	病型・治療		保育所での生活上の留意点		記載日
					年 月 日
食物アレルギー (あり・なし)	A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他: _____)		A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容については、病型・治療のC. 欄及び下記C. E欄を参照)		医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話 _____
	B. アナフィラキシー病型 1. 食物 (原因: _____) 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛)		B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルフィーHP ・ ニューMA-1 ・ MA-mi ・ ベブティエット ・ エレメンタルフォーミュラ その他(_____)		
	C. 原因食品・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 大豆 《 》 7. ゴマ 《 》 8. ナッツ類* 《 》 (すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・) 9. 甲殻類* 《 》 (すべて・エビ・カニ・) 10. 軟体類・貝類* 《 》 (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・) 11. 魚卵* 《 》 (すべて・イクラ・タラコ・) 12. 魚類* 《 》 (すべて・サバ・サケ・) 13. 肉類* 《 》 (鶏肉・牛肉・豚肉・) 14. 果物類* 《 》 (キウイ・バナナ・) 15. その他 _____) 「*は()の中の該当する項目に○をするか具体的に記載すること」		C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの 病型・治療のC. 欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるものみに○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 1. 鶏卵: 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品: 乳糖 3. 小麦: 醤油・酢・麦茶 6. 大豆: 大豆油・醤油・味噌 7. ゴマ: ゴマ油 12. 魚類: かつおだし・いりこだし 13. 肉類: エキス		
	D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®」 3. その他(_____)		D. 食物・食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限(_____) 3. 調理活動時の制限 (_____) 4. その他 (_____)		
気管支ぜん息 (あり・なし)	A. 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良		C. 急性増悪(発作)治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 3. その他 _____)		記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話 _____
	B. 長期管理薬 (短期追加治療薬を含む) 1. ステロイド吸入薬 剤形: 投与量(日): 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. DSCG吸入薬 4. ベータ刺激薬(内服・貼付薬) 5. その他(_____)		D. 急性増悪(発作)時の対応 (自由記載)		
			A. 寝具に関して 1. 管理不要 2. 防ダニシーツ等の使用 3. その他の管理が必要(_____)		
			C. 外遊び、運動に対する配慮 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容: _____)		
		B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 動物への反応が強いため不可 動物名(_____) 3. 飼育活動等の制限(_____)		D. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)	

● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

- ・ 同意する
- ・ 同意しない

保護者氏名 _____

(参考様式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎)

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

名前 _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳 _____ ヶ月) _____ 組

※ この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	病型・治療			保育所での生活上の留意点			記載日 年 月 日	
	<p>A. 重症度のめやす(厚生労働科学研究班)</p> <p>1. 軽症:面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる。</p> <p>2. 中等症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。</p> <p>3. 重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。</p> <p>4. 最重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。</p> <p>※軽度の皮疹:軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 ※強い炎症を伴う皮疹:紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変</p>			<p>A. プール・水遊び及び長時間の紫外線下での活動</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要 (_____)</p> <p>B. 動物との接触</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 動物への反応が強いため不可 動物名 (_____)</p> <p>3. 飼育活動等の制限 (_____)</p> <p>4. その他 (_____)</p> <p>C. 発汗後</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要(管理内容: _____)</p> <p>3. 夏季シャワー浴 (施設で可能な場合)</p>			<p>D. 特記事項</p> <p>(その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)</p>	
<p>B-1. 常用する外用薬</p> <p>1. ステロイド軟膏</p> <p>2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」)</p> <p>3. 保湿剤</p> <p>4. その他(_____)</p>	<p>B-2. 常用する内服薬</p> <p>1. 抗ヒスタミン薬</p> <p>2. その他(_____)</p>	<p>C. 食物アレルギーの合併</p> <p>1. あり</p> <p>2. なし</p>	電話		医療機関名			
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	病型・治療			保育所での生活上の留意点			記載日 年 月 日	
	<p>A. 病型</p> <p>1. 通年性アレルギー性結膜炎</p> <p>2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症)</p> <p>3. 春季カタル</p> <p>4. アトピー性角結膜炎</p> <p>5. その他(_____)</p>			<p>A. プール指導</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要(管理内容: _____)</p> <p>3. プールへの入水不可</p>			<p>C. 特記事項</p> <p>(その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)</p>	
<p>B. 治療</p> <p>1. 抗アレルギー点眼薬</p> <p>2. ステロイド点眼薬</p> <p>3. 免疫抑制点眼薬</p> <p>4. その他(_____)</p>			<p>B. 屋外活動</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要(管理内容: _____)</p>			電話		
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	病型・治療			保育所での生活上の留意点			記載日 年 月 日	
	<p>A. 病型</p> <p>1. 通年性アレルギー性鼻炎</p> <p>2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春・夏・秋・冬</p>			<p>A. 屋外活動</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要(管理内容: _____)</p>			<p>B. 特記事項</p> <p>(その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)</p>	
<p>B. 治療</p> <p>1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服)</p> <p>2. 鼻噴霧用ステロイド薬</p> <p>3. 舌下免疫療法</p> <p>4. その他</p>						電話		

● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

- ・ 同意する
- ・ 同意しない

保護者氏名 _____

身体測定記録

名称 月別	0歳児			1歳児			2歳児		
	身長	体重	年度 頭囲	身長	体重	年度 頭囲	身長	体重	年度 頭囲
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
1									
2									
3									

名称 月別	3歳児		4歳児		5歳児	
	身長	年度 体重	身長	年度 体重	身長	年度 体重
6						
9						
12						
3						

※ 測定月について、公設公営保育所では、以下のとおり実施している。

身長・体重 0～2歳児 毎月
 3～5歳児 6月・9月・12月・3月
 頭囲 0～2歳児 6月

※ 頭囲のはかり方 左右の眉の中間点（眉間）を通るようにして測る。

与薬依頼書

保育所長様

医師の指示により、保育時間中における与薬が必要となりましたので、下記のとおり与薬を依頼します。

令和 年 月 日

依頼者（保護者）氏名 _____

電話 () _____

児童氏名	(組)
医療機関名	
	担当医： 電話：
病名	
依頼期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 ※依頼期間は内服薬の場合のみ記入してください。
薬の種類	粉薬・水薬（シロップ）・錠剤・点眼・軟膏 その他 ()
薬の内容	抗生物質・咳止め・風邪薬 その他 ()
保管方法	室温・冷蔵庫・その他 ()
与薬時間	食前・食後・食間 ()
	その他 ()
与薬方法	
注意事項	

※薬剤情報提供書やおくすり手帳のコピーなどを添付してください。

※薬は1回分ずつに分けて、当日分のみ持参してください。

※薬の袋や容器には、お子さんの名前を必ず記入してください。

保育所記入欄

受領日							
受領者							
与薬者							
与薬時間							

与薬依頼書

保育所長様

医師の指示により、保育時間中における与薬が必要となりましたので、下記のとおり与薬を依頼します。

令和 年 月 日

依頼者（保護者）氏名 _____

電話 () _____

児童氏名	(組)
医療機関名	
	担当医： 電話：
病名	
依頼期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 ※依頼期間は内服薬の場合のみ記入してください。
薬の種類	粉薬・水薬（シロップ）・錠剤・点眼・軟膏 その他 ()
薬の内容	抗生物質・咳止め・風邪薬 その他 ()
保管方法	室温・冷蔵庫・その他 ()
与薬時間	食前・食後・食間 ()
	その他 ()
与薬方法	
注意事項	

※薬剤情報提供書やおくすり手帳のコピーなどを添付してください。

※薬は1回分ずつに分けて、当日分のみ持参してください。

※薬の袋や容器には、お子さんの名前を必ず記入してください。

保育所記入欄

受領日							
受領者							
与薬者							
与薬時間							

保育所記入欄

受領日							
受領者							
与薬者							
与薬時間							

受領日							
受領者							
与薬者							
与薬時間							

受領日							
受領者							
与薬者							
与薬時間							

受領日							
受領者							
与薬者							
与薬時間							

受領日							
受領者							
与薬者							
与薬時間							

※与薬依頼が7日以上である場合に、本用紙を使用すること

保育所記入欄

受領日							
受領者							
与薬者							
与薬時間							

受領日							
受領者							
与薬者							
与薬時間							

受領日							
受領者							
与薬者							
与薬時間							

受領日							
受領者							
与薬者							
与薬時間							

受領日							
受領者							
与薬者							
与薬時間							

※与薬依頼が7日以上である場合に、本用紙を使用すること

【記入例】

与薬依頼書

保育所長様

医師の指示により、保育時間中における与薬が必要となりましたので、下記のとおり与薬を依頼します。

令和 2 年 8 月 21 日

依頼者（保護者）氏名 川口 ○○

電話 090 (xxxx) xxxx

児童氏名	川口 △△ (ひよこ 組)
医療機関名	☆☆☆小児科病院
	担当医：渡部 電話：048-280-xxxx
病名	溶連菌感染症
依頼期間	令和2年8月22日～令和2年8月29日 ※依頼期間は内服薬の場合のみ記入してください。
薬の種類	粉薬・水薬（シロップ）・錠剤・点眼・軟膏 その他（ ）
薬の内容	抗生物質・咳止め・風邪薬 その他（ ）
保管方法	室温・冷蔵庫・その他（ ）
与薬時間	食前・食後・食間（ ） その他（ ）
与薬方法	少量の水に溶かして飲ませる
注意事項	

※薬剤情報提供書やおくすり手帳のコピーなどを添付してください。

※薬は1回分ずつに分けて、当日分のみ持参してください。

※薬の袋や容器には、お子さんの名前を必ず記入してください。

保育所記入欄

受領日							
受領者							
与薬者							
与薬時間							

[薬の持参方法]

以下のようにして、チャック付き袋にクラス名と名前（フルネーム）を記入し、チャック付き袋に必要書類を入れて、職員に直接お渡しください。

チャック付き袋

例) ゆりぐみ
かわぐち さくら

以下の(1)~(3)を袋に入れる。

(1) 与薬依頼書

(2) 薬の種類や内容が記載されている書類(薬剤情報書)のコピー

(3) 薬(一回分)
※薬の袋や容器にもクラス名と名前(フルネーム)を記入。

0歳児 プレスチェック表

5分毎にプレスチェックを行い、記録する。保育室には必ず職員が在室する。

令和 年 月 日 ()
午後 時 分 天気: 室温: °C 湿度: %

名 前	睡 眠													備 考
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
確認者														

※確認者が分かるように色別で記入する。※うつ伏せから仰向けに直した時は、表にチェック(レ点)を記入する。※備考欄には、体調(咳・発熱等)を記入する。

0歳児 プレスチェック表
 5分毎にプレスチェックを行い、記録する。保育室には必ず職員が在室する。

<記入例>

令和 2年 7月 1日(水)

午後 1 時 00 分 天気:晴れ 室温:27.5℃ 湿度:50%

名 前	睡 眠													備 考
田中 みどり	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	うつ伏せ寝になりやすいので注意する
斉藤 健	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	14:10発熱38.5℃
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
確認者	川口 山田 田中													

※確認者が分かるように色別で記入する。※うつ伏せから仰向けに直した時は、表にチェック(レ点)を記入する。※備考欄には、体調(咳・発熱等)を記入する。

1歳児 プレスチェック表

10分毎にプレスチェックを行い、記録する。保育室には必ず職員が在室する。

令和 年 月 日 ()

午後 時 分 天気: 室温: °C 湿度: %

名 前	睡 眠	備 考
	12 13 14 15 	
確認者		

名 前	睡 眠	備 考
	12 13 14 15 	

※確認者が分かるように色別で記入する。 ※うつ伏せから仰向けに直した時は、表にチェック(レ点)を記入する。 ※備考欄には、体調(咳・発熱等)を記入する。

1歳児 ブレスチェック表

10分毎にブレスチェックを行い、記録する。保育室には必ず職員が在室する。

<記入例>

令和 2年 7月 1日(火)

午後 12時 40分 天気: 室温: °C 湿度: %

名前	睡眠	備考
川口 花子	12 13 14 15 	
川口 太郎	12 13 14 15 	14:20 発熱38°C
	12 13 14 15 	
	12 13 14 15 	
	12 13 14 15 	
	12 13 14 15 	
	12 13 14 15 	
	12 13 14 15 	
確認者	川口 山田 田中	

名前	睡眠	備考
	12 13 14 15 	
	12 13 14 15 	
	12 13 14 15 	
	12 13 14 15 	
	12 13 14 15 	
	12 13 14 15 	
	12 13 14 15 	
	12 13 14 15 	

※確認者が分かるように色別で記入する。 ※うつ伏せから仰向けに直した時は、表にチェック(レ点)を記入する。 ※備考欄には、体調(咳・発熱等)を記入する。

2歳児 ブレスチェック表

令和 年 月 日 ()

15分毎にブレスチェックを行い、記録をする。保育室には必ず職員が在室する。午後 時 分 天気: 室温: °C湿度 %

名 前		名 前		名 前	
	12 13 14 15 _ _ _ _ 備考		12 13 14 15 _ _ _ _ 備考		12 13 14 15 _ _ _ _ 備考
	12 13 14 15 _ _ _ _ 備考		12 13 14 15 _ _ _ _ 備考		12 13 14 15 _ _ _ _ 備考
	12 13 14 15 _ _ _ _ 備考		12 13 14 15 _ _ _ _ 備考		12 13 14 15 _ _ _ _ 備考
	12 13 14 15 _ _ _ _ 備考		12 13 14 15 _ _ _ _ 備考		12 13 14 15 _ _ _ _ 備考
	12 13 14 15 _ _ _ _ 備考		12 13 14 15 _ _ _ _ 備考		12 13 14 15 _ _ _ _ 備考
	12 13 14 15 _ _ _ _ 備考		12 13 14 15 _ _ _ _ 備考		12 13 14 15 _ _ _ _ 備考
	12 13 14 15 _ _ _ _ 備考		12 13 14 15 _ _ _ _ 備考		12 13 14 15 _ _ _ _ 備考
	12 13 14 15 _ _ _ _ 備考		12 13 14 15 _ _ _ _ 備考		12 13 14 15 _ _ _ _ 備考
確認者名					

※確認者が分かるように色別で記入する。 ※うつ伏せから仰向けに直した時には、表にチェック(レ点)を記入する。 ※備考欄には、体調(咳・発熱等)を記入する。

2歳児 プレスチェック表

令和 2 年 7 月 1 日 (火)

15分毎にプレスチェックを行い、記録をする。保育室には必ず職員が在室する。

午後 1 時 天気： はれ 室温： 27℃湿度 47%

名 前		名 前		名 前	
川口 花子	12 13 14 15		12 13 14 15		12 13 14 15
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	備考		備考		備考
川口 太郎	12 13 14 15		12 13 14 15		12 13 14 15
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	備考		備考		備考
	12 13 14 15		12 13 14 15		12 13 14 15
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	備考		備考		備考
	12 13 14 15		12 13 14 15		12 13 14 15
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	備考		備考		備考
	12 13 14 15		12 13 14 15		12 13 14 15
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	備考		備考		備考
	12 13 14 15		12 13 14 15		12 13 14 15
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	備考		備考		備考
	12 13 14 15		12 13 14 15		12 13 14 15
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	備考		備考		備考
確認者名	山田 佐藤 吉田				

※確認者が分かるように色別で記入する。 ※うつ伏せから仰向けに直した時には、表にチェック(レ点)を記入する。 ※備考欄には、体調(咳・発熱等)を記入する。

3.4.5歳児 午睡時安全確認表 (組)

※健康状態（咳・発熱等）を記入する。※保育室には必ず職員が在室する。午後 時 分 天気： 室温： ℃ 湿度 %

日	確認者	時間・特記事項	確認者	時間・特記事項
		時 ~ 時		時 ~ 時
		特記事項 無・有 ()		特記事項 無・有 ()
		時 ~ 時		時 ~ 時
		特記事項 無・有 ()		特記事項 無・有 ()
		時 ~ 時		時 ~ 時
		特記事項 無・有 ()		特記事項 無・有 ()
		時 ~ 時		時 ~ 時
		特記事項 無・有 ()		特記事項 無・有 ()
		時 ~ 時		時 ~ 時
		特記事項 無・有 ()		特記事項 無・有 ()

3.4.5歳児 午睡時安全確認表 (たんぽぽ組)

<記入例>

※健康状態(咳・発熱等)を記入する。※保育室には必ず職員が在室する。

午後 1 時 00 分 天気: 室温: ℃ 湿度 %

日	確認者	時間・特記事項	確認者	時間・特記事項
7/1 (水)	川口	13時 ~ 14時	山田	14時 ~ 15時
		特記事項 無・有 ()		特記事項 無・有 (花子ちゃん咳き込みあり)
		時 ~ 時		時 ~ 時
		特記事項 無・有 ()		特記事項 無・有 ()
		時 ~ 時		時 ~ 時
		特記事項 無・有 ()		特記事項 無・有 ()
		時 ~ 時		時 ~ 時
		特記事項 無・有 ()		特記事項 無・有 ()
		時 ~ 時		時 ~ 時
		特記事項 無・有 ()		特記事項 無・有 ()

教育・保育施設等事故報告書

基本情報								
事故報告回数				施設・事業所名称				
事故報告年月日				施設・事業所所在地				
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)				施設・事業所代表者等				
施設・事業所種別				施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)				
認可・認可外の区分				施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)				
事故に遭ったこどもの情報								
こどもの年齢(月齢)				こどもの性別				
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)				所属クラス等				
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)								
事故発生時の状況								
事故発生年月日				事故発生時間帯				
事故発生場所				事故発生クラス等				
事故発生時のこどもの人数				事故発生時の 教育・保育等従事者数			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等	
事故発生時のこどもの人数の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他
事故発生時の状況								
事故の誘因								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷の場合)受傷部位								
(負傷の場合)負傷状況								
診断名、病状、病院名	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)								

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。

※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。

※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。

※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。

※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書

ver.3
(裏面)

ソフト面			
事故防止マニュアル		具体的内容	
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容
職員配置		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

ハード面			
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

環境面	
教育・保育の状況	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項	
改善策【必須】	

人的面	
対象児の動き	具体的内容
担当職員の動き	具体的内容
他の職員の動き	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項	
改善策【必須】	

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生 の 要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)

【施設・事業所別の報告先】
<p>① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)</p> <p>→ こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp)</p> <p>② 幼稚園、幼稚園型認定こども園</p> <p>→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)</p> <p>→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)</p> <p>③ 特別支援学校幼稚部</p> <p>→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)</p> <p>→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)</p>
<p>④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)</p> <p>⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)</p> <p>⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)</p>
【全施設・事業所共通の報告先】
<p>→ 消費者庁消費者安全課(i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)</p>

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。
 ※ 裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

教育・保育施設等事故報告書(記載例)

基本情報						
事故報告回数	第1報			施設・事業所名称	Cこども園	
事故報告年月日	令和6年	1月	11日	施設・事業所所在地	B市中央区D町1-1-1	
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)	A県	B市		施設・事業所代表者等	E山 F男	
施設・事業所種別	幼保連携型認定こども園			施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)	G法人H会	
認可・認可外の区分	認可			施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)	令和2年	4月 1日

事故に遭ったこどもの情報						
こどもの年齢(月齢)	2歳	8か月		こどもの性別	男	
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)	令和5年	4月	1日	所属クラス等	3歳児クラス	
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー一、既往症、発育・発達状況等)	※ 事故と因子関係がある場合の、当該こどもの教育・保育において留意が必要な事項(気管切開による吸引等の医療行為、経過観察中の疾病名等)についても、この欄に記載してください。					

事故発生時の状況								
事故発生年月日	令和6年	1月	11日	事故発生時間帯	昼食時・おやつ時			
事故発生場所	施設内(室内)			事故発生クラス等	異年齢構成			
事故発生時のこどもの人数	10名		事故発生時の 教育・保育等従事者数	3名	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等	1名		
事故発生時のこどもの人数の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他
	0名	0名	3名	3名	4名	0名	0名	0名
事故発生時の状況	食事中(おやつ含む)							
事故の誘因	死亡							
事故の転帰	死亡							
(死亡の場合)死因	窒息 ※ 事故の転帰が「負傷」の場合は、「一」を選択してください。							
(負傷の場合)受傷部位	一 ※ 事故の転帰が「死亡」の場合は、「一」を選択してください。							
(負傷の場合)負傷状況	一 ※ 事故の転帰が「死亡」の場合は、「一」を選択してください。							
診断名、病状、病院名	診断名	※ SIDSについては、確定診断が出された時のみ記載してください。						
	病状	※ SIDS疑いの場合は、病状として記載してください。						
	病院名	I総合病院						
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)	15:20 本児はケーキ(縦2cm、横2cm、厚さ2cm)をほおぼりながら食べるという食べ方をしていた。2つ目に手を伸ばし、食べていた。この時、担任保育士は少し離れた場所では他児の世話をしていた。ケーキを食べた本児が急に声を出して泣き出した。保育士が口内に指を入れて、かき出していたが本児の唇が青くなったことに気がついた。 15:25 看護師を部屋に呼んだ後、救急車を要請。口に手を入れ開かせた。背中を強く叩いたが、何も出てこない。泣き声が次第にかすれ声になり、体が硬直してきた。看護師が到着した頃に、チアノーゼの症状が見られた。呼吸困難で、手は脱力した状態であることを確認した。看護師が脈をとるとかなり微弱で、瞳孔が拡大している。本児がぐったりとし、顔色が冷たいのを確認した。心臓を確認すると、止まっている様子に感じ、心臓マッサージを行う。 15:33 救急隊が到着し、心肺蘇生等を実施し、病院へ搬送。 15:45 病院到着。意識不明であり、入院。 O/O 意識が回復しないまま死亡。							
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)	【園の対応】 O/O 園において児童の保護者と面談 O/O 園で保護者説明会 O/O 理事会で園長が説明 【市の対応】 O/O 記者クラブへ概要を説明							

- ※ 第1報は、本報告書(表面)に記載して報告してください。
- ※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
- ※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
- ※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
- ※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書(記載例)

ver.3
(裏面)

ソフト面			
事故防止マニュアル	あり	具体的内容	※ マニュアルや指針の名称を記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、空欄ではなく「特になし」等と記載してください(以下、同項目において同じ。)
事故防止に関する研修	不定期に実施	実施頻度 (回/年)	年に10回 具体的内容 ※ 実施している場合は、研修内容・対象者・講師等も簡単に記載してください。
職員配置	基準配置	具体的内容	※ 事故発生時ではなく、事故発生当日の保育体制としての配置人数について記載してください。
その他の要因・分析・特記事項	※ 当該事故に関連する要因や特記事項がある場合、必ず記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、空欄ではなく「特になし」等と記載してください(以下、同項目において同じ。)		
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。		

ハード面			
施設の安全点検	定期的実施	実施頻度 (回/年)	年に24回 具体的内容 ※ 施設外での事故の場合は、当該場所の安全点検状況を記載してください(以下同じ。)
遊具の安全点検	定期的実施	実施頻度 (回/年)	年に12回 具体的内容 ※ 遊具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
玩具の安全点検	不定期に実施	実施頻度 (回/年)	年に10回 具体的内容 ※ 玩具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
その他の要因・分析・特記事項	※ 寝具の種類(コット、布団(堅さも)、ベビーベット、ラックなど)、睡眠チェックの方法(頻度など)、児童の発達状況(寝返り開始前、寝返り開始から日が浅い場合は経過日数、自由に動けるなど)等、乳児の睡眠環境については、特に詳細に記載してください。分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。		
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。		

環境面			
教育・保育の状況	食事(おやつ)中	具体的内容	※ 運動会の練習中、午睡後の集団遊び中等、具体的な保育状況を記載してください。
その他の要因・分析・特記事項	※ 分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。		
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。		

人的面			
対象児の動き	いつもより活発・活動的であった	具体的内容	※ なぜそのような行動をとったのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例: 朝、母親より風邪気味と申し送りあり、いつもは外遊びをするが室内で遊んでいた等)
担当職員の動き	対象児から離れたところで対象児を見ていた	具体的内容	※ なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例: 雲梯の反対側で対象児ともう一人の児童を見ていたが、対象児が落下する瞬間に手を差し伸べたが間に合わなかった等)
他の職員の動き	担当者・対象児の動きを見ていなかった	具体的内容	※ なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例: 園庭で他児のトラブルに対応していたため、見ていなかった等)
その他の要因・分析・特記事項	※ 分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。		
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。		

自治体コメント【必須】	
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)	
※ 自治体の立ち入り検査や第三者評価の結果、勧告や改善命令などの履歴があるかどうか、その結果や改善勧告への対応、今後の研修計画等あればその内容等、所管自治体として把握していること、取り組んでいることも含めて記載してください。	

【施設・事業所別の報告先】	
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。) → こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihokushisetsu.shidou@cfa.go.jp)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ) → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)
③ 特別支援学校幼稚部 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)
【全施設・事業所共通の報告先】	
→ 消費者庁消費者安全課(i.syouthisyu.anzen@caa.go.jp)	

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。
※ 裏面の記載事項は大部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

(様式14: 掲示様式) (第59条の2の2)

(保育施設名)

○○○○○○

施設の所在地
 事業開始年月日
 設置者
 管理者(施設長)

提供する保育サービス

◇開所時間

◇定員

◇保育内容・利用料金

※変更があった場合は、当該変更の内容及びその理由も記入すること

◇保育従事者等の配置

※法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設は、設置者及び職員の研修受講状況を記入すること。

◇設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容、その命令を行った都道府県等名及びその命令を行った年月日を含む。)

施設の概要

◇建物の構造

◇主な設備

総延べ面積 m²

緊急時等の対応等

◇緊急時等における対応方法

◇提携する医療機関・所在地・提携内容

◇利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

◇非常災害対策

◇虐待の防止のための措置

当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第59条の2に基づき都道府県等への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 川口市(子ども部子ども総務課)

(TEL 048-258-1110)

(記載例)

(保育施設名)

〇〇〇〇〇〇

施設の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 △ビル
 事業開始年月日 〇年〇月〇日
 設置者 〇〇株式会社(代表 〇〇〇〇)
 管理者(施設長) 〇〇〇〇

提供する保育サービス

◇ 開所時間

○月曜日～金曜日 〇:〇〇～〇:〇〇(延長時間帯～〇:〇〇まで)
 ○土日・祝祭日 〇:〇〇～〇:〇〇(延長時間帯～〇:〇〇まで)

◇ 定員

30名(0歳児5名 1・2歳児10名 3歳以上児(就学前まで)15名)

◇ 保育内容・利用料金

○月極預かり ***円～***円
 ○一時預かり ***円～***円
 ○延長保育料金 ***円～***円

※利用料金はお子さんの年齢等によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。
 ※上記料金の他、別途食事代(***円)、おむつ代(***円)等がかかります。

◇ 保育従事者等の配置

○当保育室は、通常、次のような保育従事者を配置しています。

月曜日～金曜日

○:〇〇～ 〇:〇〇 8名(保育士6名 その他2名)
 ○:〇〇～ 〇:〇〇 4名(保育士3名 その他1名)(延長時間帯)

土日・祝祭日

○:〇〇～ 〇:〇〇 8名(保育士6名 その他2名)
 ○:〇〇～ 〇:〇〇 4名(保育士3名 その他1名)

○その他調理員1名を配置しています。

◇ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容、その命令を行った都道府県等名及びその命令を行った年月日を含む。)

無・有 () (〇〇県 : 〇年〇月〇日)

施設の概要

◇ 建物の構造 鉄筋コンクリート造り

◇ 主な設備

・保育室(2階〇室) **㎡ ・調理室(2階〇室) **㎡
 (3階〇室) **㎡ ・その他 **㎡
 ・乳児室(2階〇室) **㎡

総延べ面積 **㎡

緊急時等の対応等

◇ 緊急時等における対応方法

「〇〇保育園緊急時等対応マニュアル」を定めています。

◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容

当施設は、△△△病院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。

また、月極保育のお子さまに対しては、△△△病院の医師による年〇回の定期健康診断を実施します。

【医療機関】 △△△病院

【所在地】 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 1-10-20

◇ 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

保険の種類	
保険事故 (内容)	
保険金額	****円

◇ 非常災害対策

「〇〇保育園非常災害時対応マニュアル」を定めています。

◇ 虐待の防止のための措置

「〇〇保育園虐待防止マニュアル」を定めています。

当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第59条の2に基づき都道府県等への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 川口市(子ども部子ども総務課)
 (TEL 048-258-1110)

(様式 15 : 交付書面様式) (第 59 条の 2 の 4)

〇〇〇〇 (施設名) 利用に当たって

令和〇年〇月〇日

(契約者名) 〇〇〇〇 様

(設置者名) 〇〇〇〇

当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

- ◇ 保育内容・料金
- ◇ 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額
- ◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容
- ◇ その他条件等

※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

(担当者氏名) 〇〇〇〇 (職名:)
(担当者連絡先) TEL 01-2345-6789
(受付時間)

施設の概要

- 施設の名称・所在地
- 設置者氏名(名称)・住所(所在地)
- 管理者(施設長)氏名

※当施設は児童福祉法第 35 条の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第 59 条の 2 に基づき都道府県等への設置届出を義務付けられた施設です。

【設置届出先: 川口市(子ども部子ども総務課) TEL048-258-1110】

(記載例)

〇〇〇〇 (施設名) 利用に当たって

令和〇年〇月〇日

(契約者名) 〇〇〇〇 様

(設置者名) 〇〇〇〇

当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

◇ 保育内容・料金

利用児童	〇〇〇〇 (〇〇年〇月〇日生 〇歳〇か月)	
利用形態	月極契約	
利用期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	
利用時間	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時	
料 金	入会金	×××円 (初回のみ)
	利用料	ひと月×××円
	その他	食事代、おむつ代等は別に定める料金表により、利用に応じて徴収致します。

※詳しい保育内容については、別添の「〇〇〇保育室利用のしおり」のとおりです。

◇ 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当施設では、以下のとおり保険に加入しています。

保 険 の 種 類	
保 険 事 故 (内容)	
保 険 金 額	****円

※詳しくは、別添の「〇〇〇保険のしおり」をご覧ください。

◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容

当施設は、△△△病院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。

また、月極保育のお子さまに対しては、△△△病院の医師による年〇回の定期健康診断を実施します。

【医療機関】 △△△病院

【所在地】 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 1-10-20

◇ その他条件等

利用に当たっては、別添の「〇〇〇保育室利用規約」記載事項を遵守してください。

※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

(担当者氏名) 〇〇〇〇 (職名: 主任保育士)

(担当者連絡先) TEL 01-2345-6789

(受付時間) 午前8時～午後5時

施設の概要

- 施設の名称・所在地 〇〇〇保育室
〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 ABCビル2階
- 設置者・住所 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇4-5-6
- 施設長 〇〇〇〇

※当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき都道府県等への設置届出を義務付けられた施設です。

【設置届出先: 川口市(子ども部子ども総務課) TEL048-258-1110】

労働者名簿

氏名			性別		生年月日	年 月 日
住所						
雇用年月日		年 月 日	従事する業務の種類			
退職 又は 死亡	年月日	年 月 日				
	事由（退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む）					
履歴		<hr/>				

